

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月28日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	8番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名)

7番	山田伸二
9番	西原芳明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第15号 現況証明願について
第6	議案第16号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主査	山田善康
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第5回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承

承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは。本日は第11回の農業委員会総会におきまして、何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今日は欠席されているのですが、西原委員も無事元気に退院したようで一安心しております。今年の春の植付作業であります、雪解けが進み、4月中旬より始まり順調に行くかと思われましたけれども、5月に入りまして肌寒いぐずついた天気が続きまして、畑に1週間以上入れない日が続いたということで、非常に皆さん気苦労されたのではないかと考えています。しかしその後天候に恵まれて、ビート、芋、玉葱等においては大幅な遅れもなく終了したと聞いています。今は豆類、飼料作物の播種等がまだ終わっていないと思いますけれども、今後安定した天気が続いてくれるよう願うところでございます。私たちの農業委員会も昨年の改正より1年以上が過ぎました。ご承知の4月から事務局主査が変わり、ますます農業委員としての真価が問われると思います。それぞれ責任を持って職責を果たしてもらいたいと考えています。それでは今日の議案を慎重審議して執り進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長：ただいまの出席委員は、8人であります。
過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、4番佐野委員、5番迫田委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承承願います。

議 長：日程第4 議題第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第14号の農地法第3条の規定による許可申請について
ご説明いたします。今回の農地法第3条の申請は3件です。議案書に基づいて説
明いたします。

農地法第3条

所有権の移転

番号11番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】土地の所在 大昭428番2外1
筆、地目 公簿及び現況 畑、面積合計 13,205㎡、利用状況 普通畑、
契約種類 売買、土地引渡しの時期 許可後、価格 ●●●●●円10a当り●
●●●●●円、移転後経営面積 804,256㎡、申請理由 譲渡人 譲受人に貸付
けていた土地を処分する為売買する。 譲受人 農業経営規模拡大の為。

賃借権

番号12番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】土地の所在 達美237番13、
地目公簿及び現況 畑、面積 20,117㎡内12,000㎡、利用状況 普
通畑、契約種類 賃借権、始期 平成30年5月28日、終期 平成35年11
月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、設定後事業経営面積 72
0,564㎡、申請理由 貸主 農業経営規模縮小の為。 借主 農業経営規模拡
大の為。

番号13番【貸主及び借主住所氏名説明】土地の所在 共和277番外2筆、
地目公簿及び現況 畑、面積合計 19,887㎡、利用状況 普通畑、契約種
類 賃借権、始期 許可後、終期 平成31年4月26日、借賃 ●●●●●
円10a当り●●●●●円、設定後事業経営面積 442,089㎡、申請理由 貸
主 あっせん不成立となった農地だが、新たに農地を有効活用する為。 借主 農
業経営規模拡大のため。

次頁お開き下さい。

農地法第3条調査書についてです。番号11から13番まで3件ございます。い
ずれの調査書とも農地法第3条第2項第1号から第2項第7号までの各号には該
当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に農地所有適格法人以外の法人等の賃借の場合ですが、個人の売買であります
ので該当ありません。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認くださいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第14号のうち、11番・13番について、質疑を求めます。
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第14号の内11番・13番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないと認め議案第14号の内11番・13番は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：次に、議案第14号の内12番の質疑を行います。
本件は、津別町農業委員会会議規則第15条の規定により、私は議事参与の制限に該当いたしますので退席をいたしますので、巴職務代理に審議取り進めをお願いいたします。
【田原会長退席】

臨時議長：それでは代わりに進めたいと思います。
議案第14号の内12番について、質疑を求めます。
【ありませんの声】

臨時議長：質疑を終結します。これより議案第14号の内12番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声】

臨時議長：異議ないものと認め、議案第14号の内12番は原案のとおり可決することに決定いたします。
【田原会長着席】

議 長：続きまして、日程第5 議案第15号「現況証明願について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは議案第15号「現況証明願について」ご説明させていただきます。今回3件の申請がございました。次頁をご覧ください。

まず前段に3件の概要だけご説明させていただきたいと思います。

番号2番の●●氏の申請地は昭和51年に宅地として分譲された土地で住宅も建設されており、地目変更登記の申請のため願いがあったものです。番号3番の●●氏の申請地につきましては本申請地のうち高台については平成7年、9年に農地法第4条の許可を経て植林をしましたが、登記申請を行っていません。また活汲については10年前に植林しましたが、転用の申請が必要なことを失念していた為、今回地目変更の登記申請を行う為に願いがあったものでございます。番号4番の●●氏の申請地については、14年以上前に植林を行いましたが、転用が必要なことを失念していた為、地目変更の登記申請を行う為に願いがあったものです。尚3件とも現地については地区担当委員、および事務局員にて確認しております。それでは議案書に基づいて説明させていただきます。

現況証明

番号2番【申請者住所氏名】申請地 達美29番3外2筆、公募地目 畑、現況地目 農地採草放牧地以外、面積 849㎡、利用状況 宅地、【所有者住所及び氏名】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

番号3番【申請者住所氏名】申請地 高台143番15外8筆、公募地目 ご覧のとおりでございます。現況地目 農地採草放牧地以外、面積 30,656㎡、利用状況 山林、【所有者住所及び氏名】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

番号4番【申請者住所氏名】申請地 恩根429番2外2筆、公募地目 畑、現況地目 農地採草放牧地以外、面積 7,189㎡、利用状況 山林、【所有者住所及び氏名】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

議 長：説明が終わりました。

議案第15号について、質疑を求めます。

議 長：質疑ありませんか。

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第15号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【 異議なしの声 】

議 長：異議ないと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：続きまして日程第6議案第16号「農業地利用集積計画の承認について」議題と致します。事務局説明をお願いします

事務局：はい 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：では議案第16号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

今回は所有権移転の7件の申出がありました。こちらは先の総会で報告させていただきました。農地移動適正化あっせんに伴うものとなります。

それでは議案書に基づき説明させていただきます。

農用地利用集積計画

所有権移転

番号13番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 高台138番3外3筆、地目についてはご覧の通りとなります。面積合計 73,621㎡、移転の内容、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年5月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号14番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 高台138番6外1筆、地目 畑、面積合計 17,429㎡、移転の内容、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年5月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号15番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 高台138番地2、地目 畑、面積合計 13,831㎡、移転の内容、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年5月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号16番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 活汲758番外1筆、地目 畑、面積合計 30,599㎡、移転の内容、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年5月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

尚位置図につきましては、次頁以降となります。

議 長：これより議案第16号について、13番、14番、15番、16番について質疑を求めます。

細川委員：14番ですが、共同名義ということで4名の方になっているという関係で、●●さんから聞いたことですが、解決はしているかもしれませんが、売買の契約書等、4名の方に判をもらいに送付したものがまだ帰ってきていないと聞いているが、届いているのでしょうか。

事務局長：今回につきましては、農用地利用集積計画ですので、売買契約書等は基本的に農業委員会としてはありませんので、それは当事者間でやっている非農地処分のことかと思います。ですので、それにつきましては私どもでは確認はとっていない状況です。

細川委員：農地に関しては問題ないということでしょうか。

事務局長：利用集積になればあっせんの調書が出ています。
あくまで所有権移転登記を町のほうで嘱託登記をするかどうかということになりますので、そういった状況にあります。

議 長：細川委員よろしいですか。

細川委員：はい。

議 長：他に何かありませんか。
【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第16号について13番、14番、15番、16番について採決します。本件は原案の通り決することに異議ありませんか。
【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第16号について13番、14番、15番、16番は原案の通り可決することに決定致します。

議 長：以上で本日の総会で提案した案件は全て議了いたしました。
これにて本日の総会は終了いたします。

(14時05分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員